

<改訂箇所 1>

平成24年3月5日公布 輸出注意事項24第5号
「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正に基づく改訂

ガイダンス（第2版） P33-P34 における下記部分について下線部を追記する。

(29) ベノミル、カルボフラン及び
チウラムの全てを含有する粉
剤
（ベノミル7%以上、カルボフ
ラン10%以上、チウラム1
5%以上をすべて含む粉剤でな
い場合を除く）

(30) メタミドホス
（1リットルにつき600g
を超えて含有する液剤でない
場合を除く）

(31) ホスファミドン
（1リットルにつき1000
gを超えて含有する液剤でな
い場合を除く）

(32) メチルパラチオン
（19.5%以上含有する乳剤
でなく、1.5%以上含有する
粉剤でない場合を除く）

＜改訂箇所 ２＞

平成２４年３月５日公布 輸出注意事項２４第６号
「化学物質の輸出承認について」の一部改正に基づく改訂

ガイダンス（第２版）P39-P40 における下記部分について、二重取り消し線部を削除し、下線部を追記する。

別紙第２ （注）適用除外（化学物質の輸出承認が不要の場合）

輸出しようとする貨物の中に別紙第１に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成１２年通商産業省令第４０１号）第３条第１号イ（２）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する当該対象化学物質の質量の割合が１パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成１２年政令第１３８号）第４条第１号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には０．１パーセント）以下未満である場合。ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

- ~~（１） 輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有が確認された場合（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成２３年３月３１日薬食発０３３１第５号、平成２３・０３・２９製局第３号、環保企発第１１０３３１００７号）３－３に該当する場合又はトリブチルスズ化合物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する第一種特定化学物質を除く。）であって貨物の質量に対する当該化学物質の質量の割合が０．０５パーセント以下の場合を除く。）別紙第１の５に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第２項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合または確認された場合。~~
（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成２３年３月３１日薬食発０３３１第５号、平成２３・０３・２９製局第３号、環保企発第１１０３３１００７号）３－３に該当する場合は除く。）
- （２） 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が０．０５パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。

~~(解説) トリブチルスズ化合物（化審法の第一種特定化学物質を除く）についていえば、含有が確認された場合であっても 0.05% 以下であれば、輸出承認は不要になる。~~

(3) 輸出しようとする貨物に別紙第 1 に掲げる化学物質が 0.1 パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。（(1) 及び (2) に掲げる場合を除く。）

~~(2)~~

(4) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005 パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が 0.05 リットルを超える貨物を輸出する場合